# 1 部活動の意義

- ○部活動は、学校教育の一環として行われており、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や豊かな人間性・社会性の育成など極めて効果的な活動である。
- ○部活動は、学級や学年を離れた集団の中で、子どもたちの自発的・自主的な活動を基盤に、 共通の目標に向かってお互いに認めあい、励ましあい、協力しあい、高めあいながら、自主 性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や指導者等との密接なふれあい の場として大きな意義を有するものである。

# 2 部活動の現状と課題

- ○近年、部活動への関心が大きく高まるにつれ、過度な指導・練習によるスポーツ障害発症や 顧問教員の時間外労働の増加、教職員自らが経験のない部活動指導により精神疾患を患うケースも見られている。
- ○本校においては、令和3年度一年間で、スポーツ振興センターの医療費支払いの対象となった件数は、延べ34件であり、その内15件が部活での活動が要因となっていた。 平成30年度では35件が部活動中のものであったことを考えると、部活動によるけがが半数に減少していることがわかる。
- ☆矢渕中学校として、部活動が教育活動の一環として行われ、子どもたちの健やかな成長と教職員の負担軽減等、教育的意義や効果が高まるよう、国・県・紀宝町の部活動ガイドラインに沿った「矢渕中学校 部活動運営に関する指針」を策定し、毎年見直しを行うことでより良い部活動にしていく必要がある。
- ☆令和6年度より、部活動が社会体育へと移行することが、文部科学省より示されている。地域の運動部活動に関する運営について学校や地域でも話題に出し、よりよい対応ができるよう準備をする必要がある。

# 3 紀宝町教育委員会の「部活動にかかる指針」

○休養日・活動時間の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには休養日を設定し、生徒・指導者の 心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要である。特に中学生の時期は、オーバーワーク にならないように配慮することが大切である。

#### 【中学校】

- ●休養日:1週間のうち2日は休養日を設定する。(うち1日は、土・日曜日とする)
- ●活動時間:平日は、2時間以内、土・日・休日(含長期休業期間)は3時間以内とする。

#### ≪週休日に休養日を設定できない場合の対応例≫

- ※各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週 休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動(参 加大会等)の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- ※週休日に開催される大会等において、勝ち残るなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて(連続した)休養日を設定する。

#### ○参加大会等の精選

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、意義が十分にあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには保護者の費用等の負担についても配慮することが大切である。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会や校外での練習試合・合同練習会については、精選に努める。

4 **矢渕中学校の「部活動運営方針」** 平成 30 年度 各部新チームから適応済み 今年度については、本校では以下の方向で考え、修正を加えながら次年度につなげていく予定です。

- (1) 部活動の目標 ∼ 望ましい集団活動を通して ∼
  - ①心身ともに調和のとれた発達を目指す。
  - ②個性を伸ばすとともに、集団の一員としての自覚を養う。
  - ③協力の精神と自主的・自発的な態度を育成する。

  - ④競技やチームワークでフェアプレー精神を育成する。⑤正しい礼儀作法を身につけ、規律ある生活態度を養う。
  - ⑥根気強く困難に打ち勝つ身体や精神を養う。

以上の目標実現に向け、全員加入を基本として部活動を進めます。ただし、社会体育への 移行への準備、全員加入制における社会や保護者の考え方を常に自分たちに問いかけながら、 その時代にあった、よりよい方向を模索しなければならない。

## (2) 部活動の活動日及び活動時間について

#### ①【休養日】

- ・毎週土曜日又は日曜日のいずれかを休養日とする。但し、大会や試合等で土日に休養日を 設けられないときには、同一週で休養日を設定する。また、大会終了後まとめて(連続し た)休養日を設定する。
- ・教育的効果を最優先するが、1ヶ月における土・日曜日の休養日を4日は確保する。
- ・活動計画を立てる段階で、県大会に繋がる地区大会直前の土日以外は、土日両日の連続し た練習試合計画を立てない。
- ・休日が3日以上続く(3連休以上)場合には、必ず1日は休養日に設定する。 (過年度には10連休等もあったが、原則5日間の休養日を設けた経緯がある。ただし、複 数の大会が予定されている場合においては、4日間の休養日を設けるとした。)
- ・定期テスト前の部活動停止期間は、3日前からとする。
- ・職員会議・校内研修・各学年会議の時間確保のため、毎週水曜日を[no club day]とし、 生徒は6限終了後放課とする。但し、大会等が控えている場合には、全職員の了承のもと 活動を認める場合がある。
- ・朝練については、月曜日はいかなる理由があろうとも全部活禁止とする。

#### ②【活動時間】

- ・本校の下校時間を基準とするが、練習(実活動時間)は、紀宝町「部活動に係る指針」に あわせて平日は2時間以内、土・日・休日は3時間以内とする。但し、練習試合については、 教育的効果を考え,事前の承認のもと延長も認める。
- ・大会前等の部活動時間の延長は認めない。※ 暗くなる前の帰宅を保証することが第一。
- ・5 限授業が行われている金曜日は、15:30~17:30 (原則) を活動時間とし、完全下校時間 を17:45 (年間最長) を定める。
- ・朝練については、「自主的参加」と位置づけ、顧問の帯同のもと活動を認めるが、鍵貸与 を午前7:30とし、その時刻以前の活動(含ランニング)は認めない。また、8:10には 活動を終了し、教育活動への影響を避ける。
- ・土曜授業日の部活動は、3時間以内の活動とし16:45を下校時間とする。(原則)

#### ③【長期休業中】

- ・長期休業中の「平日」」は、「休日」と同じ扱いとする。
- ・土曜日・日曜日・祝日は、原則休養日とする。但し、大会や練習試合等土・日に休養日が設 定できない場合には、その前後の週の平日に休養日を設定する。
- ・夏休み中の陸上練習は、全職員で協議し、子どもたちにとって有意義な時間となる形態で 実施する。
- ・夏季休業中のお盆の時期には、1週間程度の活動停止期間を設ける。全国大会等が控えて いる場合には、後半のまとめ取りも認める。
- ・12月29日~1月3日までは、学校閉校日でもあり、部活動の活動は原則認めない。
- ・長期休業中の活動計画には十分に配慮する。例えば、練習試合等についても連続2日間ま での計画とし、3日目には必ず3時間以内で活動を切り上げる計画とする。
- ・長期休業中は、土日が休養日となっているので、例外的に活動する場合には、管理職に報 告するとともに、保護者に通知文書を出し理解を得る。

#### 4 【その他】

- ・本校では、同一顧問・同一部員による「社会体育活動(クラブチーム)」は認めていないが、 今後社会体育への移行に関する情報をつかみながら対応していく必要がある。
- ・各顧問は、翌月の活動計画を月末日の3日目までに作成し、管理職に提示する。また、実 績報告については翌月の3日までに入力を済ませて、管理職の決済を受ける。
- ・県大会・東海大会・全国大会及びそれらに準じる大会が控えている場合、この運営方針は 適応しない。ただし、生徒・指導者の心身の健康を最優先した練習計画を立てる。
- ・「大会」とは、中体連主催・共催、連盟(協会)主催大会のみとする。
- ・活動内容(練習試合、大会前等)により、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合、 事前に活動計画・見込まれる教育効果等をもとに校長の承認を得る。
- ・各種目には、オンシーズン・オフシーズンがあり、部活動運営方針の柔軟な適応も学校長判 断により行うことがある。その場合には、該当部の顧問より、きちんとした説明を保護者 の方に行う。

### 【例外的措置】

- ・大会等により、上記の通り休養日が設定できない場合には、事前に活動計画等により校長 の承認を得るとともに、同一週に休養日を設定する。
- ・2週にまたがって大会が開催される場合には、その間の平日に休養日を設定する。また、 その大会終了後、土・日の休養日の設定を行う。
- 注:大会とは、中体連主催・共催、連盟や協会の主催大会とし、顧問会などが主催する交流大会や強化練習会などは「大会」として認めない。
- 注:顧問会などが主催する大会で、2日間開催の場合でもいずれか1日の参加を原則とする。
- ・県大会以上の大会や県大会をかけた試合の前週については、活動計画の事前提出等により 校長の承認を得る。どちらかを休養日にする事は原則であるが、教育的効果を最優先に考 え、「練習を2日間(1日は必ず半日)行う」ことについても認める場合もある。しかし、 その場合でも、必ずいずれか半日は休養日を設定する。
  - また、大会終了後、連続した休養日(含:次週の土日は活動しない)の設定を遵守事項とする。※顧問が責任を持って計画を立てる。
- ・泊を伴った遠征(強化練習会・合宿等)については、年間3回程度とする。この場合、必ず 週明けに2日間の休養日を設定する。
- ・日曜日に大会や地域行事への参加が予定されている場合であっても、原則前日の土曜日は活動を認めない(大会・行事の精選を)。ただし、中体連主催・共催、連盟や協会の主催・ 共催の大会及び地域の活性化につながる催しへの出演要請の場合には、前日の土曜日の練 習は上限3時間をもって認める。

ただし、次の週平日2回の休養日と土・日いずれかの休養日の設定を義務づける。